

農業委員会へ提出する申請書の提出日

- 毎月20日（土・日、祝日の場合は前の開庁日）締め切り
- 農業委員会定例総会（翌月3日開催予定）で許可・不許可について意志決定を行います。
（※ 県許可分は、その後県知事により審査が行われます。）
- なお、転用申請関係（農地法第4、5条申請等）については、申請される3日前には、事前相談をお願いします。追加資料等の不備がある場合は、受付できませんので御協力をお願いします。
- 申請書提出後、速やかに **地区担当農業委員に申請内容の説明**をお願いします。

吉野ヶ里町農業委員会事務局